

特定秘密保護法の適正な運用方法を早急に検討すること を求める意見書

特定秘密保護法は、国家安全保障会議設置法と不可分な関係にあり、諸外国と情報交換・情報共有を進めるうえで、特定秘密保護法による機密事項が漏洩しない体制を整備することが前提となることから、国家安全保障会議（日本版NSC）が所定の機能を発揮し、わが国の外交、防衛上の意思決定を行うために必要なものであると考えます。

この特定秘密保護法の制定に向けた修正協議においては、特定秘密の対象となる情報を防衛、外交、特定有害活動の防止、テロ活動防止の4分野の安全保障上必要なものに限定し、特定秘密の指定の有効期限も定められたところですが、特定秘密の指定については、行政機関の長が行うものとされていることや何を秘密に指定するかも公表されていないことから、当該情報が安全保障に著しい支障を与えるものかどうかを第三者的な立場から検証する制度の構築など、さらに適正な運用方法を確立していく必要があります。

よって、国におかれては、特定秘密保護法について、その特定秘密の指定における恣意性を排除するなどの適正な運用に資するために、独立した立場で検証する第三者機関の設置などの重層的な仕組みの具体的内容について早急に検討し、国民の不安に対し十分な説明を行うよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年2月27日

上田市議会議長 尾 島 勝